

神奈川県央SOU♡地区ロゴの利用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、神奈川県央SOU♡地区ロゴ（以下「ロゴ」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、ロゴとは、神奈川県県央地域県政総合センター（以下「県央地域県政総合センター」という。）が著作権を有している別添「神奈川県央SOU♡地区ロゴガイドライン」のデザイン及びこれを展開したものとする。

(利用の申請)

第3条 ロゴを利用しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、あらかじめ神奈川県県央地域県政総合センター所長（以下「所長」という。）の許諾を得なければならない。

(1) NPO法人観光文化研究所又は松蔭大学観光メディア文化学部が県の委託する観光ネーミングプロジェクト業務で実施する事業及び教育活動等で使用する場合。ただし、県央地域県政総合センター企画調整課長への事前の連絡を要する。

(2) 県が主体となって実施するイベント等で利用する場合。ただし、県央地域県政総合センター企画調整課長への事前の連絡を要する。

(3) その他、所長が認める場合

2 前項の許諾を得ようとする者は、神奈川県県有財産規則第35条第1項の「著作権等利用許諾申請書」（規則第19号様式）に、神奈川県央SOU♡地区ロゴ利用計画等必要事項記入書（様式第1号）ほか次の書類を添えて、所長に提出しなければならない。

(1) 会社概要等、申請者の事業内容がわかる資料

(2) 利用状況がわかる完成見本等

(3) 登記事項証明書（法人のみ）

(4) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（個人のみ）

(5) その他所長が必要と認める書類

3 前2項の規定にかかわらず、県が保有する著作権等を報道目的により利用する場合の利用許諾実施要領（平成21年2月17日総務部長・県民部長通知）第2条に定める場合にあつては、当該要領に定めるところによるものとする。

(利用の許諾)

第4条 所長は、前条の利用申請があつた場合は、その内容を審査し、当該利用が県央地域の地域振興を目的とする利用と認めるときは、利用の許諾（以下「利用許諾」という。）をすることができる。

2 利用許諾を行う場合は、所長は利用方法等について、必要に応じて条件を付すことができる。

3 所長は、利用許諾をした場合は、神奈川県央SOU♡地区ロゴ利用許諾通知書（様式第2号）を、

利用許諾をしない場合は、神奈川県央SOU♡地区ロゴ利用不許諾通知書（様式第3号）を申請者に交付する。

4 利用許諾の期間は、利用許諾の日から最長5年間とする。

5 申請者は、利用期間を更新する場合、利用期間満了日の2月前までにあらためて第3条2項の申請をしなければならない。

（利用許諾の制限）

第5条 ロゴの利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の規定にかかわらず、所長は許諾しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 県の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
- (5) ロゴを利用する者が次のいずれかに該当する場合

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 役員等が暴力団員である者、又はその経営や運営に実質的な関与をしている者が暴力団員である者

エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同条第1項第8号に規定する営業を行う者を除く。）に定める営業を行う者が利用する場合及びこれらの者が商品等を販売する場合
- (7) ロゴの利用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (8) ロゴのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (9) ガイドラインに違反するなど、利用が適当でないと認められる場合
- (10) 県央地域の地域振興施策の推進の妨げになるおそれがあると認められる場合
- (11) その他所長が適当でないと判断した場合

（許諾料）

第6条 ロゴの許諾料については、無料とする。ただし、ロゴ利用物品等を利用する場合に利用料を徴収する場合等は、この限りでない。

（利用上の遵守事項）

第7条 第4条の規定により利用許諾を得た者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された利用内容のみに利用をすること。
- (2) ガイドラインを遵守すること。
- (3) 当該利用に係る物件の完成品を県央地域県政総合センターに提出すること。ただし、提

出が困難なものについては、写真等を提出すること。

- (4) 利用期間満了後、ロゴ利用物品等の在庫等がある場合は、原則として速やかに廃棄すること。
- (5) 第4条の利用許諾を得た権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (6) ロゴを用いた商品等の利用、宣伝又は広告に際して、許諾番号（「©神奈川県県央地域県政総合センター 神奈川県央SOU♡地区ロゴ #●●●●」）を、その商品、包装、広告等に明示すること。ただし、利用対象物件の美観又は機能を著しく損なう場合には、これを省略することができる。

(利用状況の調査)

第8条 所長は、利用者にロゴの利用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(地位の承継)

第9条 相続人、合併により設立される法人その他利用者の一般承継人は、当該利用者が有していた利用許諾に基づく地位を承継することができる。

(利用許諾内容の変更等)

第10条 利用者が利用許諾の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ神奈川県県央SOU♡地区ロゴ利用許諾内容変更申請書（様式第4号）を所長に提出し、所長の許諾を得なければならない。

- 2 所長は、前項の申請を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、これを許諾することができる。
- 3 前項の利用許諾をする場合は、所長は、必要に応じ条件を付すことができる。
- 4 所長は、第2項の利用許諾をした場合は、神奈川県県央SOU♡地区ロゴ利用変更許諾通知書（様式第5号）を、利用許諾をしない場合は、神奈川県県央SOU♡地区ロゴ利用変更不許諾通知書（様式第6号）を利用者に交付する。
- 5 第7条の規定は、本条による利用許諾にも準用する。

(利用許諾の取消し等)

第11条 所長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用許諾（前条の変更の許諾があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）を取り消し、利用者に対し、利用許諾した商品等の回収等の措置を請求することができる。

- (1) 利用者がこの要綱に違反した場合
 - (2) 利用者が第4条及び第10条の利用許諾に付した条件に違反した場合
 - (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
 - (4) 第5条各号のいずれかに該当するに至った場合
 - (5) その他ロゴの利用継続が不相当であると認められた場合
- 2 所長は、前項の取消しを行った場合は、神奈川県県央SOU♡地区ロゴ利用許諾取消通知書（様式第7号）を利用者に交付する。

- 3 利用者は、第1項により利用許諾が取り消された場合、許諾取消の日から利用することはできないものとし、ロゴ利用物品等の在庫等がある場合は、直ちに廃棄するものとする。
- 4 所長は、第1項の規定による利用許諾の取消しにより利用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(利用の非独占性等)

第12条 この要綱による利用許諾は、利用者がロゴを自己の商標や意匠とするなど、独占して利用する権利を付与するものではなく、また、利用者及び利用許諾を受けた商品等に対して、県央地域県政総合センターが推奨を行うものではない。

(経費の負担)

第13条 県央地域県政総合センターは、この要綱による利用許諾の申請に要した費用及び利用の実施に係る経費又は役務を一切負担しない。

(損失補償等の責任)

第14条 県央地域県政総合センターは、第4条及び第10条による利用許諾並びに第11条による利用許諾の取消しに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

- 2 利用者は、ロゴを利用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、県央地域県政総合センターは一切の責任を負わない。
- 3 利用者は、ロゴの利用に際して故意又は過失により県央地域県政総合センターに損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県央地域県政総合センターに賠償しなければならない。
- 4 所長は、前2項の規定に違反する利用者に対し、必要な措置を行うよう命ずることができる。とともに、必要な法的措置をとることができる。

(情報の公開)

第15条 所長は、ロゴの適正な管理と広く利用促進を図る観点から、利用許諾の状況及び利用許諾の取消状況について情報を公開することができる。

(事務)

第16条 この要綱に関する事務は、県央地域県政総合センター企画調整部が行う。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、ロゴの利用に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年2月26日から施行する。

神奈川県央SOU♡地区ロゴ利用許諾通知書

〇 〇 第 号
年 月 日

（申請者） 殿

神奈川県県央地域県政総合センター所長 〇〇 〇〇

年 月 日付けで申請のありました「神奈川県央SOU♡地区ロゴ」の利用について、許諾します。

1 利用期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 利用目的

3 利用内容

4 利用上の遵守事項

- （1） 許諾を受けた商品等の利用に際して、許諾番号（「©神奈川県県央地域県政総合センター 神奈川県央SOU♡地区ロゴ #●●●●●」を、その商品、包装、広告等に明示してください。ただし、利用対象物件の美観又は機能を著しく損なう場合には、これを省略することができます。また、完成品（困難な場合は写真等）を提出してください。
- （2） 利用に関する権利を他人に譲渡、転貸することはできません。
- （3） 利用に起因する問題が生じた場合には、利用者が速やかに対処する責任を負うものとし、神奈川県県央地域県政総合センターは一切の責任を負いません。
- （4） 利用に当たっては、製造物責任における責任の所在を明らかにする表示をはじめとした関係法令を遵守し、消費者等に誤解を与えないようにしてください。
- （5） 申請書の記載内容に虚偽があった場合及び不正な利用等が認められた場合、許諾の取消しその他必要な措置をとる場合があります。
- （6） 許諾が取り消されたときは、許諾取消の日から利用することはできません。また、取消しにより利用者に生じた損害について、神奈川県県央地域県政総合センターは一切の責任を負いません。
- （7） 神奈川県県央SOU♡地区ロゴの適切な利用を図るため、利用の状況、利用した商品の販売状況等について報告を求め、又は必要な調査を行うことがあります。

(8) 利用に関する要綱は、必要に応じて改正することがあります。

神奈川県央SOU♡地区ロゴ利用不承諾通知書

〇 〇 第 号
年 月 日

（申請者） 殿

神奈川県県央地域県政総合センター所長 〇〇 〇〇

年 月 日付けで申請のありました「神奈川県央SOU♡地区ロゴ」の利用については、次の理由により承諾しないこととしましたので通知します。

不承諾の理由

神奈川県央SOU♡地区ロゴ利用許諾内容変更申請書

年 月 日

神奈川県県央地域県政総合センター所長 殿

（申請者）

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者）

年 月 日付け〇〇第_____号で許諾を受けた「神奈川県央SOU♡地区ロゴ」の利用について、次のとおり内容を変更したいので申請します。

1 利用期間

（変更前） 年 月 日から 年 月 日まで

（変更後） 年 月 日から 年 月 日まで

2 利用目的

（変更前）

（変更後）

3 利用内容

（変更前）

（変更後）

添付書類

- (1) 変更する内容がわかる見本
- (2) 当初の利用許諾通知書の写し
- (3) その他参考になるもの

神奈川県央SOU♡地区ロゴ利用変更許諾通知書

〇〇第〇号
年 月 日

（申請者） 殿

神奈川県県央地域県政総合センター所長 〇〇 〇〇

年 月 日付けで変更申請のありました「神奈川県央SOU♡地区ロゴ」の利用について、
変更を許諾します。

1 利用期間

（変更前） 年 月 日から 年 月 日まで

（変更後） 年 月 日から 年 月 日まで

2 利用目的

（変更前）

（変更後）

3 利用内容

（変更前）

（変更後）

4 利用上の遵守事項

- （1） 許諾を受けた商品等の利用に際して、許諾番号（「©神奈川県県央地域県政総合センター
神奈川県央SOU♡地区ロゴ #●●●●」）を、その商品、包装、広告等に明示してください。た
だし、利用対象物件の美観又は機能を著しく損なう場合には、これを省略することができま
す。また、完成品（困難な場合は写真等）を提出してください。
- （2） 利用に関する権利を他人に譲渡、転貸することはできません。
- （3） 利用に起因する問題が生じた場合には、利用者が速やかに対処する責任を負うものとし、
神奈川県県央地域県政総合センターは一切の責任を負いません。

- (4) 利用に当たっては、製造物責任における責任の所在を明らかにする表示をはじめとした関係法令を遵守し、消費者等に誤解を与えないようにしてください。
- (5) 申請書の記載内容に虚偽があった場合及び不正な利用等が認められた場合、許諾の取消しその他必要な措置をとる場合があります。
- (6) 許諾が取り消されたときは、許諾取消の日から利用することはできません。また、取消しにより利用者に生じた損害について、神奈川県県央地域県政総合センターは一切の責任を負いません。
- (7) 神奈川県県央SOU地区ロゴの適切な利用を図るため、利用の状況、利用した商品の販売状況等について報告を求め、又は必要な調査を行うことがあります。
- (8) 利用に関する要綱は、必要に応じて改正することがあります。

神奈川県央SOU♡地区ロゴ利用変更不承諾通知書

〇〇第 号
年 月 日

（申請者） 殿

神奈川県県央地域県政総合センター所長 〇〇 〇〇

年 月 日付けで変更申請のありました「神奈川県央SOU♡地区ロゴ」の利用については、次の理由により承諾しないこととしましたので通知します。

不承諾の理由

神奈川県央SOU♡地区ロゴ利用許諾取消通知書

〇〇第 号
年 月 日

（申請者） 殿

神奈川県県央地域県政総合センター所長 〇〇 〇〇

年 月 日付け〇〇第_____号で許諾した「神奈川県央SOU♡地区ロゴ」の利用について、次の理由で許諾を取り消すこととしましたので通知します。

1 取消年月日

年 月 日

2 取消しの理由